

法人協賛特別競走実施要領

(目的)

第1条 佐賀県競馬組合が主催する競馬に、法人が協賛し、特別競走を実施することにより佐賀競馬場の活性化及びファンの新規開拓・売上向上を目的とし、当組合が定める範囲において広報等を行い、法人においてもメリットをもたらし、相乗効果を期待するものである。

(協賛内容)

第2条 協賛特別競走を実施する際は、協賛する法人が当該競走の優勝馬主に対し、副賞（賞状及び賞品）を贈るものとする。なお、賞品については、当該競走の1着賞金の5%以上の物品とする。

ただし、開催執務委員長が認めた場合はこの限りではない。

(協賛時の土地・建物の使用料)

第3条 協賛する法人が、場内等においてイベント（試供品の配布等）を実施する場合は、佐賀県競馬組合公有財産規則に基づき算出された使用料は、佐賀県競馬組合使用料条例第5条第1項第3号により免除とする。

(協賛申込)

第4条 法人が協賛をしようとする場合は、別に定める「法人協賛特別競走申込書」（様式第1号）を佐賀競馬開催執務委員長に提出しなければならない。

(協賛決定)

第5条 前条により提出された申込書の内容を検討した結果、適正であると認めた場合は、申し出のあった法人に対し別に定める「法人協賛特別競走決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、協賛の申し出を認めない。

- 1 公の秩序、又は善良な風俗に反する場合。
- 2 競馬ファンに不快の念を与える場合。
- 3 政治活動を目的とする場合。
- 4 佐賀県競馬組合のイメージを損なう場合。
- 5 前各号に掲げるもののほか、佐賀県競馬組合が不相当と認める場合。

(その他)

第6条 その他の詳細については、「法人協賛特別競走実施に係る手順」によるものとする。

(附則)

この要領は、平成14年12月6日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年6月3日から施行する。

法人協賛競走において、開催執務委員長が副賞の贈呈を例外的に不要又は任意とすることができる条件

法人協賛の目的が、次のいずれかに該当し、佐賀競馬の魅力や売上の向上につながることを期待できると開催執務委員長が認めた場合は、副賞（賞状及び賞品）の贈呈を例外的に不要又は任意とすることができるものとする。

1. 地方競馬関連法令に位置付けられた取組みを促進することを目的としている。
2. 佐賀県内の地方公共団体の重要施策の推進(民間でも行うような特産品のPR等を除く)を目的としている。